

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                         |
|-------|------------------------------|
| 19    | ひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鴨川市は、ひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

鴨川市長

## 公表日

令和7年5月30日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | ひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務   |
| ②事務の概要                   | <p>鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成28年鴨川市条例第4号)及び鴨川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年鴨川市条例第23号。以下「番号利用条例」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>②医療費等助成金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>③受給資格の認定の申請内容の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>④受給資格の喪失の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑤その他医療費等助成金の支給に関する事務</p> |
| ③システムの名称                 | ① 福祉総合システム<br>② 中間サーバー<br>③ 団体内統合利用番号連携サーバー<br>④ Acrocity福祉総合システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| ①ひとり親医療ファイル              |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項<br>番号利用条例第3条及び別表第1  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [      実施する      ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第9号   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 子ども支援課   |
| ②所属長の役職名                 | 課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| —                        |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 鴨川市総務課行政係 千葉県鴨川市横渚1450番地 04-7093-7829(直通)  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 鴨川市子ども支援課子ども支援係 千葉県鴨川市横渚1450番地 04-7093-7113(直通)  |
| 9. 規則第9条第2項の適用           |  |
| 適用した理由                   | [      ]適用した   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年5月23日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年5月23日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |   |
|--|-----------|---|
| [ 基礎項目評価書 ]  | <選択肢>     | 1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |           |   |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |           |   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |   |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |           | [ ○ ]委託しない  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |           | [ ○ ]提供・移転しない   |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |           | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)                               |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

|                             |                     |   |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [      十分である      ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                 | 対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。 |   |

## 9. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [      ] 内部監査 [      ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [      十分に行っている      ] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

|                  |   |
|------------------|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]<br><br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
|                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 当該対策は十分か【再掲】     |   |
| 判断の根拠            | 対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。   |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                    | 変更前の記載                                      | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------|---|--|------|-----------|
| 令和1年6月30日 | I-5<br>②所属長の役職名       | —   | 課長   | 事前   |           |
| 令和1年6月30日 | IV-1<br>提出する特定個人情報保護  | —   | 基礎項目評価書  | 事前   |           |
| 令和1年6月30日 | IV-2<br>目的外の入手が行われるり  | —   | 十分である  | 事前   |           |
| 令和1年6月30日 | IV-3<br>目的を超えた紐付け、事務に | —   | 十分である  | 事前   |           |
| 令和1年6月30日 | IV-3<br>権限のない者(元職員、アカ | —   | 十分である  | 事前   |           |
| 令和1年6月30日 | IV-4<br>委託先における不正な使用  | —   | 委託しない  | 事前   |           |
| 令和1年6月30日 | IV-5<br>不正な提供・移転が行われる | —   | 提供・移転しない   | 事前   |           |
| 令和1年6月30日 | IV-6<br>目的外の入手が行われるり  | —   | 十分である  | 事前   |           |
| 令和1年6月30日 | IV-6<br>不正な提供・移転が行われる | —   | 十分である  | 事前   |           |
| 令和1年6月30日 | IV-7<br>特定個人情報の漏えい・滅  | —   | 十分である  | 事前   |           |
| 令和1年6月30日 | IV-8<br>実施の有無         | —   | 自己点検   | 事前   |           |
| 令和1年6月30日 | IV-9<br>従業者に対する教育・啓発  | —   | 十分に行っている   | 事前   |           |
| 令和7年5月30日 | I-1<br>③システムの名称       | ① 福祉総合システム<br>② 中間サーバー<br>③ 団体内統合利用番号連携サーバー | ① 福祉総合システム<br>② 中間サーバー<br>③ 団体内統合利用番号連携サーバー<br>④ Acrocity福祉総合システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) | 事前   |           |
| 令和7年5月30日 | I-2<br>特定個人情報ファイル名称   | ①ひとり親医療ファイル、②団体内統合利用番号連携サーバー                | ①ひとり親医療ファイル  | 事前   |           |
| 令和7年5月30日 | II-1. いつ時点の計数か        | 平成28年3月23日 時点                               | 令和7年5月23日 時点   | 事前   |           |
| 令和7年5月30日 | II-2. いつ時点の計数か        | 平成28年3月23日 時点                               | 令和7年5月23日 時点   | 事前   |           |
|           |                       |   |  |      |           |
|           |                       |   |  |      |           |
|           |                       |   |  |      |           |
|           |                       |   |  |      |           |